

# 神戸市総合教育会議検証委員の設置に関する要綱

令和元年9月19日 企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市総合教育会議検証委員（以下「委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 委員は3人とする。

2 委員は、公正かつ中立的な判断をすることができ、かつ、法律、教育について専門の学識経験を有する者の中から、総合教育会議が委嘱する。

3 委員が行う検証・評価のための調査及び報告書の作成並びにこれらに伴う業務（以下「調査等」という。）を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。

(職務)

第3条 委員は、神戸市いじめ問題再調査委員会調査報告書において示された提言に対する履行状況を担保するため、本市教育委員会におけるいじめ防止対策及び組織風土改革に関する取組み及び改善状況について検証・評価し総合教育会議で報告する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員を定めた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員への報酬及び費用弁償、並びに調査補助員への報酬及び費用弁償については、別途定める神戸市総合教育会議検証委員報酬基準のとおり支給する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員及び調査補助員に関し必要な事項は、企画調整局長が定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、企画調整局長が決定する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。